

会 議 記 録 (案)

次の協議会を次のとおり開催した。

協議会名称	令和元年度第1回埼葛南地区福祉有償運送市町共同運営協議会	
開催日時	令和元年6月20日(木) 午前9時30分～午前11時55分	
開催場所	蓮田市役所 304, 305 会議室	
出席者 ※会長◎ 副会長○	<p>(1) 出席委員(16名)</p> <p>◎真鍋 陸太郎 ○初野 尚久</p> <p>大久保 誠 岡安 則子 櫛淵 由美子</p> <p>鈴木 和子 青木 宏之 田中 善広</p> <p>柳 政男(代理 日吉 亮介)</p> <p>清水 一男 関 泰輔(代理 長谷川 友美)</p> <p>萩野 範之 高橋 憲司(代理 小林 悠馬)</p> <p>山崎 純子 深井 雄一</p> <p>(2) 欠席委員(4名)</p> <p>山崎 美智子 番場 智恵子 吉田 隆彦</p> <p>小川 幸一</p> <p>(3) 事務局(蓮田市)</p> <p>健康福祉部部長 猿田 孝二</p> <p>健康福祉部福祉課長 初野 尚久</p> <p>健康福祉部福祉課主幹 矢島 千恵子</p> <p>健康福祉部福祉課副主幹 大塚 敦</p> <p>健康福祉部福祉課主事 長島 志歩</p>	
次回開催予定日	令和元年10月下旬	
問い合わせ先	蓮田市健康福祉部福祉課社会福祉担当 長島 電話：048-768-3111(内線135) メール：fukushishien@city.hasuda.lg.jp	
会議記録	要約筆記	埼葛南地区福祉有償運送市町共同運営協議会の会議及び 会議記録の公開に関する取扱要領第5条第2項第3号
内容	別紙、会議録のとおり	

1 開 会（9：30～）

埼葛南地区福祉有償運送市町共同運営協議会設置規約第8条第2項の規定では、会議は委員の半数以上の出席で成立する。委員総数20名のうち15名が出席しているので、会議が成立することを報告。

2 あいさつ

蓮田市健康福祉部長 猿田孝二より開会のあいさつ
第1回協議会のため、各委員から自己紹介。続けて、事務局職員紹介。

3 議事

（1）会長及び副会長の選任について

・ 質疑等(要旨)

【司 会】会長の選任まで、蓮田市健康福祉部部長が仮議長として議事を進行したいが、いかがか。

【委 員】了承。

【仮 議 長】議事（1）会長及び副会長の選任について、事務局へ説明を要求。

【事 務 局】設置規約第6条第2項の規定により、委員の互選によって会長を選出することとなっている。

【仮 議 長】会長の職に自薦・他薦はあるか。

【清水委員】昨年度も会長職を担っていた、真鍋委員を推薦。

【仮 議 長】真鍋委員を会長としてよろしいか。

【委員一同】了承。

【仮 議 長】真鍋委員の意向確認。

【真鍋委員】了承。

【仮議長】 それでは、会長は真鍋委員とする。
会長が選任されたため、仮議長の職をおり、設置規約第6条第3項の規定に基づき、以降は会長が議長として進行する。

【司 会】 （真鍋委員、会長席へ移動後）設置規約第6条第4項の規定により、副会長は会長が指名することとなっている。真鍋会長に副会長を指名いただきたい。

【真鍋会長】 主宰市の初野委員を指名。

【初野委員】 了承。

【司 会】 草加市の委員が遅れて来られたので、本日の会議は16名が出席と報告。
（初野委員、副会長席へ移動後）会長へあいさつを依頼。

【真鍋会長】 今年度の福祉有償運送協議会では、多くの更新団体がある。そのため、数をこなしながら、丁寧に審議する必要がある。
昨今、福祉有償運送の必要性が高まっており、移動が困難な方にとって非常に重要なサービスとなっている。委員には、慎重に審議し、地域での発展に協力いただきたい。

(2) 地域内における移動制約者等と福祉有償運送の必要性の判断について

・ 質疑等(要旨)

【真鍋会長】 事務局に対し移動制約者等と福祉有償運送の必要性について、説明を要求。

【事務局】 別紙の資料1に基づき説明。8市町へ事前に照会したところ全市町から必要との回答があった。8市町の意見を踏まえ、必要性の判断をお願いしたい。

【真鍋会長】 資料1に基づき説明。どの市町もまだまだ福祉輸送の数が足りないという意見がみてとれる。福祉車両数も増減が無い状況である。
これまでどおり、福祉有償が必要だと判断して良いと思われるが、出席委員にも意見を伺いたい。

【委 員】 （意見なし）

【真鍋会長】 特に意見がないようであれば、平成30年度の埼玉南地区における福祉有償を必要と判断してよいか。

【委員一同】 了承。

(3) 平成30年度会計報告及び令和元年度予算(案)について

・質疑等(要旨)

- 【真鍋会長】 事務局に対し平成30年度会計報告及び令和元年度予算(案)について説明を要求。
- 【事務局】 次第についている資料2～4ページに基づき説明。
予算案について、委員に諮りたい内容となっているため、事務局の初野課長より説明をさせていただきます。
- 【初野課長】 繰越金が少なく、来年度以降も事務費を支出することが難しくなる。
事務費を事務局担当市が負担する、負担金の金額を上げる方法が考えられるが、今後の対応方法を諮りたい。
- 【真鍋会長】 初野課長より提案があった方法で進めていただくということによろしいか。お茶について、以前の協議会で予算に余裕がある場合に配布することになったが、無くてもしっかりしているのではないか。
- 【初野課長】 意見を参考に、市町で今後協議会していく。
- 【真鍋会長】 去年度の決算、今年度の予算(案)についてご意見ご質問はあるか。
- 【委員一同】 了承。

(4) 新規登録申請について(2団体)

・質疑等(要旨)

- 【真鍋会長】 今回の新規登録申請は2団体である。新規登録申請のあった特定非営利活動法障害者自立センターめだかの方に入場いただく。
- ～事業者(特定非営利活動法障害者自立センターめだか)入室～
- 【真鍋会長】 担当市町の草加市へ概要説明を要求。
- 【草加市】 資料2に基づき概要説明。運転者について今後講習を受けていただいて、合計4名になる予定。
- 【真鍋会長】 普段、どのような事業をやっており、どのような場面で福祉有償運送を使おうとしているのか、簡単な説明を求める。
- 【事業者】 現在は主に、草加市内の障害者が通所してパンを作り販売している。

親が高齢になり、送迎が難しくなったため申請をすることとなった。

【真鍋会長】 会員で川口のグループホームにいるということだが、発地、着地どちらかが、草加市となることでよろしいか。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 対価について、概要説明では複数乗車100円となっているが、団体が提出した資料では200円となっている。200円が正しいのか。

【事業者】 ひとり100円ということ。

【真鍋会長】 資料を100円として修正していただきたい。また、複数乗車の場合も1日往復200円となるのか。

【事業者】 片道だけで100円となる。

【真鍋会長】 明確に利用者様に伝わるような表示を求める。

【事業者】 了承。

【真鍋会長】 質問を求める。

【日吉代理】 会員が2名だが、今後増える予定はあるのか。

【事業者】 車いすの利用者も今後対象にしていく予定である。

【日吉代理】 複数乗車の運送する人数が2人となっているが、2人で行うのか。

【事業者】 当面は2人で行う。

【真鍋会長】 質問を求める。

【事業者】 今後車両数を増やす考えがある。その場合、変更の申請が必要となるのか。

【真鍋会長】 軽微な変更の提出が必要。

【真鍋会長】 質問を求める。

【青木委員】 会員の自宅から草加の施設への送迎以外にないのか。

【事業者】 配達等で使っているが、送迎のときのみ。

【青木委員】 運送の対価は協議会に申請しなくてはいけないため、イレギュラーな取り方ができない。まったく想定していないのであれば構わない。

【事業者】 その予定はない。

【青木委員】 車の入れ替え等の質問があったが、福祉有償運送は道路運送法という法律に基づいて、運送事業者がすべきことが決められている。申請が認められた場合、法律で定められたルールを自分で理解して、申請等をしなくてはならない。タクシーの事業者は、法令の試験を受けて合格しなければ許可が下りない。福祉有償運送では試験の制度はないが、団体として福祉有償運送の手引きを読んで理解したうえで、サービス提供していただきたい。

【事業者】 了承。

【真鍋会長】 青木委員の指摘があったように、手引きを見て的確な運用をするように。

【事業者】 了承。

【真鍋会長】 では、指摘があった書類を訂正していただき、最終的には事務局と私のほうで整ったと判断してよろしいか。

【委員一同】 了承。

【真鍋会長】 書類の修正をしていただいて協議を整えたいので、ご対応をお願いします。

～事業者（特定非営利活動法障害者自立センターめだか）退室～

【真鍋会長】 続いて新規の2件目「社会福祉法人 春日部福祉会」の方に入場いただく。

～事業者（社会福祉法人 春日部福祉会）入室～

【真鍋会長】 担当市町の春日部市へ概要説明を要求。

【春日部市】 資料2に基づき概要説明。追加資料で配布した会員名簿に基づき旅客の範囲を説明。

【真鍋会長】 普段、どのような事業をやっており、どのような場面で福祉有償運送を使おうとしているのか、簡単な説明を求める。

【事業者】 特別養護老人ホーム、短期入所、デイサービスの3サービスを運営している。また、居宅介護支援事業所を開設している。利用者の定期受診等を行うために申請を考えた。

【真鍋会長】 運行管理の責任者は山田さんとなっているが、山田さんが運転者として

出る場合どのように運行管理をするのか。

【事業者】 運行について予約制となっている。バッテリーした場合は私に対応する。

【真鍋会長】 山田さんが出られる場合は杉山さんが運行の安全の確認等をされる予定か。

【事業者】 私がその業務に入る。

【真鍋会長】 運送の対価以外の価格が色々設定されている。どのように利用者に関わりやすく提示するのか。

【事業者】 契約が初めに発生するため、契約書を取り交わす際に説明する。

【真鍋会長】 料金を変更するためには、協議会にかけなくては行けない。それまで料金一覧を作る予定はあるか。

【事業者】 料金一覧を提示。

【真鍋会長】 質問を求める。

【日吉代理】 車両が5台であるため、運行管理者資格証が必要となる。資料が漏れているのか。

【春日部市】 後ほど。

【日吉代理】 運行管理者資格証の写しの添付が必要となる。また、運送を必要とする方は口の方のみということだが、様式第2-1号の運送しようとする旅客の範囲に全て丸がついているため、イとハとニは丸を消すように。あと1点、運送以外の対価で、ストレッチャー使用料500円と記載があるが、兼用車がストレッチャーを積んでいるということか。

【事業者】 はい。

【日吉代理】 了解。運転者2名に対して車が5台と多いが、今後運転者を増やす予定があるのか。

【事業者】 所有している車両が5台ある。実際にどの位の車両を動かすのか不透明である。場合によっては、4台の運行も考えている。実際のところ、福祉有償運送を考えた理由として、団地の高齢者の痒い所に手を出してあげるということもあって考えた。これから、その高齢者がどのように手を挙げてくるかによって運行する車両も変わってくると考えている。

- 【真鍋会長】 車両を5台で申請する場合は、運行管理責任者の資格が必要となる。5台のままで申請する場合は必要となるが、資格を持っているのか。
- 【事業者】 受講する予定であったが、会議と重なったため、次回に先延ばしにした。次回の受講日が決まり次第受講する予定。今回は4台で申請する。
- 【真鍋会長】 今回の申請では車両を4台とし、次回車両を増やす場合は軽微な変更で提出し、その際に資格の確認も行う。
- 【真鍋会長】 質問を求める。
- 【青木委員】 福祉有償運送の対象者は団体に会員登録して、身体の障害の状況を確認した上でお一人では、公共交通機関を利用できないと判断された方が旅客の対象となるとルールがある。その中に入ってくる方なのか。
- 【事業者】 理解している。病院に行く手段が欲しい、ケガや病気のとときに自転車に乗れないので助けてほしいと意見がある。
- 【青木委員】 ケガや病気のとときに自転車に乗れないとあるが、福祉有償運送のサービス提供者はお一人で公共交通機関を利用できない位障害がある人である。会員登録をし、身体の障害の状況を確認した上で、市町村の障害担当の方に対象となることをチェックしてもらって初めて会員になり、このタクシーではない輸送サービスを受けられる。元気な高齢者はこの輸送の対象とはならない。また、先ほどの説明であった講習とはどのような講習なのか。
- 【事業者】 基礎講習。
- 【青木委員】 安全運転管理者の警察に届出はしていないのか。5台以上の車を常時使うような事業所は警察に届け出る義務があるのではないかと。すでに5台ありますよね。
- 【事業者】 はい。
- 【青木委員】 安全運転管理者を警察に届け出をする手続きを本来しておかなければいけないのではないかと。資格はそれで足りる。よく確認をするように。
- 【事業者】 早急に。
- 【青木委員】 運転者名簿に常務者として杉元さんが設定されているが、運転はされないのか。
- 【事業者】 運転はしない。
- 【青木委員】 免許はあるのか。

- 【事業者】 あると思う。運転しているのを見たことがない。
- 【青木委員】 運転者としては使わないのか。
- 【事業者】 はい。
- 【青木委員】 運送の対価以外の対価で、生活支援とは運送に付随する行為として何を指しているのか。
- 【事業者】 例えば買い物の際の支援。
- 【青木委員】 乗降ということではなく、お店の中まで付き添うということか。
- 【事業者】 延長があった場合にそのようなことを想定している。ご本人が希望された場合どうするのかを考えたということ。
- 【青木委員】 車で買い物に連れて行って、お店の中まで付き添うということか。
- 【事業者】 外来の受診の時などを想定した。
- 【青木委員】 それは添乗料ではないか。どのような行為が生活支援になるのか、団体が説明しないとわからない。
- 【事業者】 これについては、削除したい。
- 【真鍋委員】 その他の料金の生活支援を削除、添乗料までをいただくということか。
- 【事業者】 はい。
- 【真鍋委員】 青木委員よろしいか。
- 【青木委員】 説明をしていただかないと何の料金なのかわからない。
- 【真鍋委員】 生活支援を削除して申請するように。車両5台以上の場合の資格については至急確認をしていただいて、警察の届け出で大丈夫ということなので、5台の申請も間に合う。その場合届け出したことがわかるものを提出するように。
- 【真鍋会長】 質問を求める。
- 【日吉代理】 事務所の名称は社会福祉法人春日部福祉会でよいのか。様式6号の事務所名には、百合のかけはしと書かれているがどちらが正しいのか。
- 【事業者】 百合のかけはしはのれんというのでしょうか。

【日吉代理】 福祉有償運送に付随する車両の運行管理は百合のかけはしで行っているのか。

【事業者】 百合のかけはしは地域に名前が残っている。

【日吉代理】 法人として登録する住所と法人の所在地とは別で、事務所として書くところが様式2-1の4になる。これが、百合のかけはしになるのか、単純に記載ミスなのか。

【事業者】 事業所名は百合のかけはしではなく、社会福祉法人春日部福祉会である。

【真鍋会長】 修正をするように。

【真鍋会長】 質問を求める。

【榎淵委員】 添乗される方が乗降を介助した場合2,000円になるのか。

【事業者】 それはない。

【榎淵委員】 乗降介助してストレッチャーを使うと、1,500円ということか。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 乗降介助してストレッチャーで乗ると2,500円になると思っていた。乗降介助料の部分に添乗した場合は料金をいただかないとするように。

【真鍋会長】 質問を求める。

【真鍋会長】 団地の話などは、日本全国で非常に問題となっている。できる限り色々な事業者で支援をしていただきたい。福祉有償運送の趣旨とは違う点があるため、切り分けて支援していただきたい。福祉有償運送の登録をされるということは、法令に則っての運行になる。日々の常務記録やその他安全確認のため記録簿等、法定の様式があるため、それに則って運行をしていただきたい。福祉有償運送の手引きがあるので、熟読するように。では、指摘があった書類を訂正していただき、最終的には事務局と私のほうで整ったと判断してよろしいか。

【委員一同】 了承。

【真鍋会長】 書類の修正をしていただいて協議を整えたいので、ご対応をお願いします。

～事業者（社会福祉法人 春日部福祉会）退室～

(5) 更新登録申請について (1 団体)

・ 質疑等(要旨)

【真鍋会長】 更新登録申請のあった NPO 法人 生活サポートほほえみの方に入場いただく。

～事業者 (NPO 法人 生活サポートほほえみ) 入室～

【真鍋会長】 担当市の越谷市へ概要説明を要求。

【長谷川代理】 資料 3 に基づき概要説明

【真鍋会長】 旅客の範囲が、越谷市 0 人となっているが、名簿を見ると越谷市 1 名春日部市 2 名となっている。
変更申請が提出されていないため、これまでどおりの内容での更新申請ということによろしいか。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 団体と協議会で接する機会が更新の機会のみなため、いくつかお伺いする。前回の更新か今回までで、苦情等の発生はないか。

【事業者】 事故と苦情等の報告はない。

【真鍋会長】 運送の対価の設定が、生活サポート事業のあるなしで設定されているが、これまでの移動のなかで生活サポート以外での福祉有償運送を使ったケースはあるか。

【事業者】 今までで一度もない。

【真鍋会長】 事業のどの場面で福祉有償運送を使っているのか、簡単な説明を求める。

【事業者】 地域の方の送迎を行っている。

【真鍋会長】 ごく短時間のものか

【事業者】 約 30 分で行えるもの。

【真鍋会長】 乗務記録や安全な運転の確認表が付いているが、印字部分と手書き部分があり、普段の業務でどのように安全の確認をして記録を付けているのか。

【事業者】 乗務記録と点検は毎日行っている。乗務記録は毎度乗務をした際に職員が記入する。

【真鍋会長】 安全な運転の確認表について、丸を付ける部分のみ手書きだが運送に出る前にどのように確認しているのか。

【事業者】 確認表について、対面で行っている。アルコール検知器があるので、確認をしている。

【真鍋会長】 パソコンに記入しているのか。

【事業者】 手書きが基本。

【真鍋会長】 手書きの確認表もあるということか。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 今回付いているのは、まとめたものということか。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 毎日運転手ごとのものがあるのか。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 乗務記録について、終了時刻等30分ごとに丸めるとかではなく、正確に書いていただきたいが、実際はどうか。

【事業者】 乗務記録は細かく書いている。

【真鍋会長】 乗務記録は30分で丸めることなく、正確に書いてあるということ。乗務記録については、乗せた時間、終わった時間を書いていただきたい。車内外の表示等について正確にされているか。

【事業者】 表示はある。写真を持参した。

【真鍋会長】 乗務記録に書かれている乗務距離は27kmなのか。

【事業者】 27km。

【真鍋会長】 生活サポート事業は30分事業なためこの時間だが、一般的にはこの時間かからないと思われる。きちんと乗った時間、降りた時間を書いていただきたい。記録も間違いがないようお願いいたし。

【真鍋会長】 質問を求める。

【日吉代理】 車両の車検証と保険証の写しが一致していない車がある。どちらかの添付間違えなのか。

【事業者】 車検証が間違えである。

【日吉代理】 差し替えをお願いしたい。また、使用契約書があるため、様式2-2号車両の所有区分が持ち込みの扱いとなる。介護サービスの代表者と運転手の方は繋がりがあるのか。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 車両について、前回の申請から変更がないか。

【事業者】 減少しているが、変わってはいない。

【真鍋会長】 前回の協議会で見落としがあった。本来は持ち込みとなるため、記載の修正をお願いしたい。

【真鍋会長】 質問を求める。

【青木委員】 株式会社介護サービスひまわりはどのような事業者なのか。

【事業者】 訪問介護や施設を行っている会社である。

【青木委員】 その車両を週に5日、午前及び午後の2時間まで利用し、特に利用料は無く、燃料費、修繕費を負担して利用するということか。

【事業者】 はい。

【青木委員】 先ほど違うと言った車両も介護サービスひまわりの車両で、使用契約に記載がある。使用していると言った車両は使用契約に記載が無い。添付書類の整合性がとれていない。申請したとおりに使用しているのか。

【事業者】 指摘があるように、整合性がとれていない。添付した書類に不備があった。

【真鍋会長】 再度確認させていただきたいが、実際に使用している車両は使用契約書の3台と所有している1台でよろしいか。

【事業者】 はい。

【青木委員】 車検証が正しく、保険証が違う。先ほどの説明と違う、おかしいのではないか。ここで指摘されるのではなく、分かったうえで申請しなくてはいけないのではないか。しっかり管理ができていないのか。書類に反映されて

いないため、しっかりとしてほしい。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 福祉有償運送で使えるのは、出してもらっている車検証のもの。間違えないように使用をお願いしたい。書類についても、使用をしているものを添付していただきたい。

【真鍋会長】 質問を求める。

【岡安委員】 乗務記録の収受の対価について、みのりも生活サポートで行っているが、本人から頂く対価は全部変わってくる。数年前に収受した対価には、県や市から出る補助金についても入れるべきでないかと指摘があった。

【真鍋会長】 生活サポート事業では、サービスした方以外から貰うお金が入ってくるため、それをどのように書くかということ。以前の年間報告では、本人から貰った分と補助金を合わせて報告するというのを埼葛南のこの場で話したということか。

【岡安委員】 この場ではなく、問い合わせがきた。

【真鍋会長】 乗務記録は、直接頂いた金額か。

【岡安委員】 30分だと、475円

【真鍋会長】 本来は、475円と書くべき。それと合わせて、生活サポート事業で行政から頂いている額もあるため、ここに書くかは別として、報告にはプラスして出すように。協議会の中で全体に通知していないため、協議会で決めて事業者へ報告したほうがよろしいか。

【岡安委員】 そのほうがいい。

【真鍋会長】 今回の乗務記録は大分適当であるため、しっかり書くように。報告でどのように書くかは別途協議する。

【榎渕委員】 収受した対価が、500円だが、生活サポート事業以外の場合旅客から収受する対価は3km300円となっている。距離が27kmではなく、2.7kmだと、300円なのか。

【真鍋会長】 生活サポート事業は30分ごとになっている。

【榎渕委員】 これは普通のではないということか。

【青木委員】 生活サポート適用のはず。

- 【榎渕委員】 500円が間違えなのか。
- 【真鍋会長】 475円である。生活サポート事業実施の場合1時間当たりの単位のみの記載となっている。実際30分単位で頂くこともある。福祉有償運送の申請も30分ごとに変えてもらうように。変更申請ではなく、実際に行っていたということなので、修正して提出いただきたい。越谷市でも30分単位なのか。
- 【事業者】 越谷市は1時間単位。
- 【真鍋会長】 生活サポート事業は各市で違うため、春日部市は30分単位、越谷市は1時間単位、さいたま市でも行っているの、そちらも正確に記載するようお願いしたい。
- 【真鍋会長】 質問を求める。
- 【日吉代理】 さいたま市では協議会にかけているのか。
- 【事業者】 5日までに提出する。
- 【日吉代理】 事務所は岩槻にある事務所のみか。
- 【事業者】 はい。
- 【日吉代理】 今日指摘された部分について、さいたま市に提出するものに反映していただきたい。
- 【真鍋会長】 更新ということだが、車両に関する書類の不備、乗務記録の書き方について他団体にも多々見られることである。協議会で毎回議論する状況となっている。福祉有償運送は法定上のものであるため、書類をしっかりと記入し提出していただかなくてはいけない。タクシー事業者では、このような書類では申請は通らない。安全のために必要なもの。普段福祉を専門的に行っているかと思うが、道路上の安全に関わることであるため、きちんとしていただきたい。このようなことは、更新の際に各団体に伝えている。今まで指摘してきた、添付書類の差し替え、運送の対価の記述について、変更には当たらないため、修正して提出いただき、最終的には事務局と私のほうで整ったと判断してよろしいか。
- 【委員一同】 了承。
- 【真鍋会長】 修正した書類を提出いただくのと、乗務記録等を正確に記載していただきたい。車内外表示について、越谷市で確認していただきたい。

(6) 変更登録申請について（1団体）

・質疑等(要旨)

- 【真鍋会長】 続いて、変更登録申請のあった社会福祉法人天恵園の協議を行う。本来団体に来ていただいて協議を行うが今回は欠席である。担当市の越谷市へ概要説明を要求。
- 【長谷川代理】 資料4に基づき説明。様式第6号の差し替えを行った。運送区域を拡大する理由として、吉川市在住の会員がいるためである。
- 【真鍋会長】 吉川市在住の会員が吉川市内を移動することがあるため、運送区域に加えたいとのこと。質問を求める。
- 【日吉代理】 本協議に関わりがないが、天恵園の実績が県へ報告されていない。実績報告が提出されない限り、変更を留保せざるをえない。
- 【真鍋会長】 実績報告が提出されない限りは受けられないということ。
- 【青木委員】 法令で決められた県への報告をしていないにもかかわらず、申請を出している。タクシー事業者等が国に対する報告を行わない場合、車の使用停止処分を受ける。協議会への下半期の実績は提出されているということは、越谷市に提出があったということか。
- 【長谷川代理】 実績の報告はあった。
- 【青木委員】 県への報告は法定のルール。協議会のルールではない。法令違反になる。下半期の報告を提出したときに、県へも提出しているか確認していただきたい。法令で決まっていることを守れない人に、法令で規定された事業を行う資格がない。
- 【真鍋会長】 団体と法定上の確認を行うのは、担当の市町の窓口のみ。担当から確認をしていただきたい。今年度更新がとても多い。協議会で色々説明をすると1団体に時間がかかってしまう。担当市町が団体をサポートしてほしい。天恵園について、申請書類上は協議を整えても良いが県への報告がされていないため、報告が出次第整ったこととする。担当市から伝えていただきたい。よろしいか。
- 【委員一同】 了承。
- 【真鍋会長】 越谷市は天恵園と連絡が取れるのか。

【長谷川代理】 はい。

【日吉代理】 代表者に連絡が取れるよう繋いでいただきたい。

【真鍋会長】 何らかの形で蓮田市へ報告していただき、確認して協議が整ったこととする。

(7) 平成30年度下半期実績報告について

・ 質疑等(要旨)

【真鍋会長】 平成30年度下半期実績報告について事務局へ説明を要求

【事務局】 別紙の資料5に基づき説明。埼玉葛南地区の登録27団体から実績の提出をいただいている。内容については、資料にお示しのとおりとなっている。5団体が輸送実績なしとの報告を受けている。また、当協議会における実績報告資料については、平成27年度の協議会において合意をいただいているので、一覧表のみを配布している。説明は以上。

【真鍋会長】 実績を提出する際に、団体との接触があるかと思う。どのような形で春日部市では提出いただいているのか。

【清水委員】 窓口及び郵送で受け取っている。

【真鍋会長】 郵送であると、団体と接触することはないのか。

【清水委員】 はい。

【真鍋会長】 団体と話ができる機会を作っていただきたい。実績が無い団体には、状況等を確認していただきたい。

【真鍋会長】 質問を求める。

【日吉代理】 約80団体の県への提出が無い。埼玉葛南地区では、6団体提出が無い。担当市町からも提出するよう言っていただきたい。

【真鍋会長】 県への報告が無い場合、県から担当市町へ連絡はするのか。

【日吉代理】 していない。

【真鍋会長】 基本的には県から連絡を取っていただけるが、市町からも連絡を取っていただきたい。

- 【真鍋会長】 質問を求める。
- 【青木委員】 輸送実績はあるが、収入が無い団体がある。
- 【真鍋会長】 生活サポート事業を反映していない団体がある。岡安委員の担当市はどこか。
- 【岡安委員】 埼葛北地区。
- 【真鍋会長】 運送を行っているのに、なぜ収入が0なのかと問い合わせがあったということか。
- 【岡安委員】 はい。
- 【真鍋会長】 埼葛南では、収入について生活サポート事業の補助金として貰っている部分も合わせて報告していただくこととする。県からは何かあるか。
- 【日吉代理】 特にない。
- 【真鍋会長】 各協議会で違うと困ることがあるか。
- 【日吉代理】 データを使って何かをすることはしない。協議会ごとのガイドラインに書いていただければ、考慮して判断する。次第9ページについているガイドラインに記載していただければいいのではないか。
- 【真鍋会長】 埼葛南ではガイドラインを作っている。ガイドラインに報告についての記載を加えて改定していただく。蓮田市から改定したものを送っていただき確認したい。

(8) 変更報告について

・質疑等(要旨)

- 【真鍋会長】 軽微な変更について事務局に説明を求める。
- 【事務局】 資料6（変更報告一覧表）に基づいて説明。事務局の入力の誤りがあったため、手元にある資料との差し替えを求める。
変更については一覧表のとおり14団体から。
事前に配布した資料との変更点が、4社会福祉法人 緑の風福祉会の担当市が草加市となっていたが、正しくは三郷市の1点。

14団体すべて軽微な届出に該当し、県または協議会に報告が必要なものの。内容に関しては全て軽微な変更等に該当。

【真鍋会長】 質問を求める。

【日吉代理】 天恵園の車両の申請について、県に申請が無い。

【真鍋会長】 何をどこに提出するのか等、手引きの内容を越谷市から伝えていただきたい。車両が増加した際の、責任者の設置の必要性や旅客について福祉有償運送が必要かどうかの確認は担当市町で確認をしていただきたい。

議事は以上になるが、今年度は更新団体で5団体ずつある。各団体には事前に正確な記録や提出書類をしていただくようお願いする。進行を事務局へ戻す。

4 その他

【司会】 次第4その他について、今年度更新団体が多くなっている。今年度は、4月の更新団体を振り分けたスケジュールとなっている。担当市町には確認していただきたい。

質問を求める。

【青木委員】 協議会に提出した書類で、県へ提出するまでに期限等が切れてしまうものが出てくる。県へ提出する際に期限があるものを添付して申請するよう団体に伝えていただきたい。

【司会】 漏れが無いように、団体へも伝えていきたい。

【司会】 これにて令和元年度第1回埼葛南地区福祉有償運送市町共同運営協議会を閉会とする。

資料について、事務局から説明があった通り、行政職員以外の方については、机の上に置いたまま退席を求める。

5 閉 会（11：55）